

Title	非営利法人における利害関係者の利益と責任追及の動機不均衡
Sub Title	The pursuit of benefits and liabilities : imbalanced incentives for stakeholders in nonprofit corporations
Author	長畑, 周史(Nagahata, Shushi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.1 (2016. 1) ,p.267- 280
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	宮島司教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160128-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

非営利法人における利害関係者の利益と 責任追及の動機不均衡

長 畑 周 史

- 一 問題の所在
- 二 現状の確認
 - 1 社団法人の問題点
 - 2 財団法人の問題点
 - 3 小括
- 三 団体別、目的別の分析
- 四 現行法の検討と責任追及者の可能性
- 五 結語

一 問題の所在

非営利法人（ここでは、一般社団法人・公益社団法人、一般財団法人・公益財団法人を対象とする）には、営利企業

と異なり、団体の活動から収益を出し、それを構成員に分配することはないため、法人の持分を有するような出資者は存在しない。このため、法人の理事等の任務懈怠により法人が債務超過に陥り機能停止したとしても、責任追及する利益を持つ者がいないか、いたとしてもその動機付けは高くないという問題点は、すでに別稿で指摘した通りである。⁽¹⁾ 当該論文では、この根本的な問題点には触れず、このような不具合を事前に抑止するためには、どのような制度が有用かについてコーポレートガバナンスの観点から検討を行った。

しかし、責任追及をする利益を有する者の不存在（あるいは、その動機付けが弱い）という問題点は、結局、非営利法人において最終的な利益の享受者がいないか、又はその利益の享受者が不明確であるという点に帰着する。そして、いくら事前防止の制度を強化しても、営利法人に類似する制度の下では、法人の財産が役員等の任務懈怠等によって損害を受けて債務超過状態になった場合、最終的な利益の享受者（損害を受ける人⁽²⁾会社であれば持分がゼロ又はその責任を負う出資者）が存在しないため、損害を与えた役員等への責任追及が十分に行われないう問題が残る。本稿では、非営利法人において最終的な利益の享受者をどのように考えるべきか、また、現行法上どのような対応が可能か、上述の問題についてどのようなことが言えるかという点について検討を試みたい。

まず、最終的な利益の享受者について検討するためには、社団法人と財団法人を分けて検討することが必要となるだろう。なぜなら、社団法人については、構成員として社員が存在するため、ある意味では社員自身が最終的な利益の享受者と考えられなければならないからである（実際に、現行法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律以下、法と呼ぶ）では代表訴訟の制度も用意されている）。しかし、以下で検討するように、社団法人には持分の制度はなく、法人財産を現在の構成員が出資したというわけではない。

これに対して、財団法人は、設立者からの財産の拠出によって設立され、設立者が評議員等の役員にならなければならないという規定もなく、制度設計として財産の拠出者が当該法人の運営に関与するシステムにはなっ

いない。このため、最終的な利益の享受者が誰であるのかについては、社団法人に比べてより不明確である。

このため、本稿では、社団法人と財団法人について、分けて検討を行いたい。

二 現状の確認

1 社団法人の問題点

社団法人には理論的には公益を目的とする団体（例えば、同窓会や業界団体など。中間法人を含める）と、公益を目的とする団体（例えば、啓発団体、協会など⁽³⁾）があり得た。しかし、平成一八年改正前民法においては、公益を目的とする団体への法人格の付与はそもそも認めておらず、社団法人、財団法人共に公益を目的とする団体のみを対象としていたため、公益を目的とする団体については中間法人法やその他特別法によってカバーされていた。しかし、現行法においては、公益を目的とする団体も準則主義により設立することを認めた上で、公益性を有する団体については、公益認定を取得することで監督官庁の監督を受ける代わりに税制優遇などを得られる制度に改正されたため、どちらを目的とする団体でも設立が可能となっている。

一般社団法人の設立は、社団であることから、ある目的のために構成員（社員）が集まり、理事を選任して、その目的を達成するための事業を行わせる。現行法においては、その規定よりは会社法に類似する形になっているが、社団法人は非営利団体であるため、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利はない（法一一条二項）。また、社員は定款に定めるところにより経費の支払い義務を負い（法二七条）、原則いつでも退社することができるが（法二八条一項）、会社のように持分という制度は存在しないため、自らの社員権を他者に譲渡するということはできない点が会社と大きく異なる。

そして、公益を目的とする社団法人の場合には、仮に法人が債務超過などにより実質的に機能停止の状態に陥ったとすると、社員はこれまで団体から受けていたサービス（例えば、仮に業界団体だとすると、当該団体が提供する機関誌や各種の便宜）が利用できなくなるという不利益を受けることになる。しかし、当該団体に社員が経費を支払っていたとすれば、経費の支払いに相当するサービス（厳密には経費の支払いとサービスの提供は契約関係にないので対価とは言えないが、社員の利益という意味でここでは便宜的にこのように考えたとする）が提供されなくなつたに過ぎず、個々の社員の損失は大きくない。仮にこれが、株式会社であつたとすれば、社員は利益の分配を受けることができなくなつたに留まらず、会社に対する持分を失う（あるいは、持分が無価値になる）という損失を受けるため、最終的な利益の享受者と言え、それ故に事前的には議決権行使、事後的には責任追及などによる問題の是正に強い動機を有すると考えられるが、社団法人の場合は、退社しても残余財産の分配には与れず、持分の譲渡はできないため、内部留保された資金がある場合にはそれに対する最終的な利益の享受者はいない⁽⁴⁾。さらに公益を目的とする社団法人については、構成員（社員）が何らかの便益を受けているわけではないため、社員は実質的な最終的な利益の享受者とは言えない。強いて言えば、公益目的で社員になり、場合によっては経費の負担をしているわけであるから、社員にとっての利益は公益が増進され、全体利益の向上に貢献しているという満足感（精神的な利益⁽⁵⁾）が社員の利益と考えるしかないのではないか。

あるいは、実際にサービスを受けている、不特定多数の受益者（例えば、美術館であれば来館者）と考えることができるかもしれない。しかし、これも公益を目的とする社団法人で検討したように、サービスが停止したとしても、内部留保された資金については最終的な利益の享受者がいないという問題点は同じである。

2 財団法人の問題点

財団法人では、そもそも公益を目的する団体（例えば、美術館、奨学団体など）のみが認められていたが、現行法上では、共益を目的とする団体の設立も認められる。財団法人の設立は設立者の財産の拠出によって行われる（法一五七条一項）。また、定款で定めるところにより、設立時評議員及び設立時理事が選任されることになる。団体の運営については、取締役会を設置する監査役設置会社に類似するが、評議員の選任及び解任の方法は定款の定めるところによる（法一五三条一項八号）。

一般財団法人における評議員会は、役員の選解任を行うが、評議員は自らが出資したことから団体に対する持分を有しているわけではなく、単に定款の定めによって選任されるため、役員と同様に委任に関する規定に従う（法一七二条一項）。このため、評議員は例えば株主のように議決権などの権利行使を法人あるいは自己利益を最大化するように行う動機を有していないと言えるが、その代わりに善管注意義務によって規律されていると言える。

それでは、財団法人における最終的な利益の享受者は誰になるのか。財団法人では社団法人のような社員（構成員）は存在しないため、法人が役員等の任務懈怠により債務超過に陥り、サービスの提供ができなくなった際に、不利益を被るのは、サービスの受け手である（例えば、美術館の客などが考えられる）。しかし、このサービスの受け手は、法人に対して何らの資金の拠出もしていないから、サービスが受けられなくなったとしても、損害は生じていない。あるいは、ある目的のために財団に財産を拠出した設立者ということになるかもしれない。当該設立者は、財団設立の目的を達することができなくなったという不利益を被ることになるが、法人設立後の法人は別人格になり、それに対する持分も有しないため、法人設立者が最終的な利益の享受者ということも難しいし、現行法上、責任追及の権利も付与されていない（ただし、アメリカ法を参考に、法人設立のために多額の財産を寄付した者に代表訴訟提起権を与えることを提案する学説も存在する⁽⁶⁾）。このように、財団法人は最終的な利益の享

受者が不明確な上に、牽制関係の設計思想自体も大きく異なる。

3 小括

このような状況下では、例えば、財団法人においては設立者の財産の抛出（法人への寄付）によって設立されるから、最終的な利益の享受者が不在ということとなり、法人財産が役員等の任務懈怠により毀損しても、責任追及を行う動機を持った者がいないこととなる。社団法人においても同様であり、社員は法人財産が毀損してサービスが提供されなくなるという不利益を受けるが、その不利益の程度は自身が負担した経費の部分に限られる。それ以外の、法人が従前から有していた資産の毀損については、社員は自己が抛出した財産でないため、それが毀損したとしても責任追及を行う動機を有していないことになる。

このような問題は、非営利法人においては持分や会員資格の譲渡性がないことに由来する性質内在的な問題であると言える。

三 団体別、目的別の分析

それでは、前述の社団法人、財団法人をそれぞれ公益と共益の目的別に分けて、最終的な利益の享受者と、制度上想定される責任追及の動機に値するだけの利益がないという問題（以下、利益不均衡という）について整理してみた。

まず、社団法人については社員が存在するが、公益を目的とする場合には、サービスとしての便益（利益）は社員に還元されない。また、当たり前ではあるが法人に対する持分も有しない。そのため、理論的には法人への

非営利法人における利害関係者の利益と責任追及の動機不均衡

団体	目的	最終的な利益の享受者	潜在的な可能性としてあり得る者	外部からの是正
社団法人	公益	不在／社員（ただし、大きな利益不均衡）	サービスの享受者（不特定多数）	監督官庁
	共益	社員（ただし、利益不均衡）		なし
財団法人	公益	不在	サービスの享受者（不特定多数）、財産の拠出者・多額の寄付者	監督官庁
	共益	不在	サービスの享受者（特定者）、財産の拠出社・多額の寄付者	なし

是正措置（役員への責任追及など）を行う利益はないと考えるか、又は大きな利益不均衡の状態にある。ただし、場合によっては、社会への貢献に満足を感じている（精神的な利益を得ている）ことはあり得、それを考慮する場合には責任追及の利益不均衡の度合いは次の社団法人で共益を目的とする団体と同じ程度になると考えられる。

次に、社団法人で共益を目的とする団体であるが、この場合には、団体が提供するサービスとして便益（利益）が提供されるため、ある程度は是正措置を行う利益を有する。しかし、それは理論的には経費の負担分か継続的なサービスの提供によって得られる利益に限られ、持分は有しないから法人財産そのものと釣り合うこと⁽⁷⁾はない。このため、社員自らは是正措置を行う利益が薄いということになるだろう。この点、株式会社の代表訴訟制度と比べたときに、会社法では、自らの損害を回復するために全体利益を回復する訴訟を行い、その結果間接的に自らの持分の価値も回復するという制度であるのに対して、社団法人においては、社員には持分そのものが存在しないから、社員は単にサービスの継続という利益のみを目的に代表訴訟を行うことになる。そういった意味で、責任追及の利益は少ないと言える上、大きな持分を持つ社員がいらないことから、代表訴訟が提起される動機は株式会社に比べて弱いと考えられる。

ところで、財団法人においては、公益を目的とする場合でも、共益を目

的とする場合でも、最終的な利益の享受者はいない。また、財団法人の目的を公益と共益に分けた際に、サービスの享受者は、公益団体の場合には不特定多数であり、共益団体の場合には特定者となる。公益財団法人は（潜在的な可能性を含めた）最終的な利益の享受者の利益と責任追及者の動機との不均衡が大きいと言える。

この点、先行研究として、株主が存在しない非営利法人の役員へのエンフォースメントが現行法上適切なのかという観点から、すでにアメリカ法を参考に監督官庁や、法人に多額の寄付をした者からの代表訴訟の提起を提案するものがある⁽⁸⁾。確かに、責任追及の主体がない場合に監督官庁による訴訟を提起させることは有効かもしれない。

監督官庁については、日本においても平成一八年改正前民法では、公益目的の団体しか設立が認められず、これらの団体は主務官庁の監督に属するとされていたし（平成一八年改正前民法六七条）、現在でも公益団体については同様である（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律二七条）。しかし、公益団体については税制優遇を伴うため認可は厳しいが、主務官庁の監督はほとんど行われていなかったというのが実情であり、共益目的の団体についてはそもそも監督官庁の関与がない。

次に、法人への多額の寄付を行った者は、法人の財産が毀損した場合、寄付者が意図した公益活動が提供されなくなるといって、ある種の不利益を被ると考えることもできる。また、その他に利益を受ける者として、法人からのサービスの受け手が考えられるだろう。サービスの受け手は不特定多数である上に、受けるサービスの価値と毀損した法人財産との間には不均衡がある（また、場合によっては、入館料等の対価を支払ってサービスを受けているだけであり、最終的な利益の享受者ではないとも言える）。一方、そうした意味では多額の財産の寄付者には、そうした不均衡はない。しかし、法的評価としては寄付した財産は自己の財産ではなくなるから、その使途について何らかの権利行使ができると考えることは難しい。ただし、多額の寄付者が当該法人の行う社会貢献活

動に満足を感じている（精神的な利益を得ている）ということは考えられるし、責任追及の利益不均衡を是正するという観点から、最終的な利益の享受者の候補として、このような精神的な利益を持つものに訴訟提起権を付与したと考えることはできる。また、ガバナンスの観点から考えると、多額の寄付者に代表訴訟提起権のみを与えることにあまり弊害は見当たらないように思われる。

四 現行法の検討と責任追及者の可能性

本論文では、問題設定から役員等の任務懈怠により法人に損害を生じさせた場合の訴訟の動機付けが弱いということから議論を始めていたが、現行法上どういった対策や対応が可能か確認しておきたい。まず、事前の対策としては、主に財団法人などで設立時に多額の寄付を行う者がいる場合には、通常は財産の拠出者自身や関係者が役員になることが多いであろう。このような場合には他の役員が任務懈怠により法人に損害を生じさせた場合には、役員として責任追及することは可能である。財団法人の場合には評議員の選解任の方法（法一五三条一項八号）を拠出者自身に委ねるとする定款規定を設ける方法もあり得る。⁽¹⁰⁾ また、社団法人においても、業界団体などが提供するサービスの代替性がない場合には、社員が法人の事業継続のために役員の責任追及を行う可能性は高い。しかし、拠出者自身が役員になったとしても、財産の拠出者本人が死亡したり、財産の拠出者の関係者へ役員を引き継ぐことができなければ、こうしたコントロールは効かなくなる。また、サービスの代替性がない場合でも社員が責任追及を行うという可能性もあり得るが、実際にはそうした事例が多いとは考えづらい。

また、信託の制度を利用することも考えられ得る。信託とは、特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいうと定義される（信託法二条）。

委託者は受託者に財産を信託し（所有権の移転を伴う）、その収益を受益者に給付するという制度であり、信託契約の当事者が死亡しても信託契約は終了しない。これは主に、ある財産の管理運用を受託者に任せ、その収益を子や孫に分配するというニーズを満たすために発生しているからだと考えられる。信託におけるリスクは、受託者の裏切りであるから、受託者には忠実義務、善管注意義務が課せられ、「受益者は、受託者がその任務を怠ったことによって、信託財産に損失が生じた場合には、その損失を填補する責任を受益者に対して負い、信託財産に変更が生じた場合には、原状の回復をする責任を受益者に対して負う」（同四〇条一項）。また、委託者も当該権利を監視監督のために留保することができる（同四五条二項七号）。さらに、忠実義務違反（同三〇条）、利益相反行為（同三一条一項、二項）、競合行為（同三二条一項、二項）をした場合には、受託者はその行為によって受託者又はその利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される（同四〇条三項）。当該規定は、英米法では、忠実義務違反により受託者が得た利益を受託者が取得することは禁止され、信託財産に帰属させる利益吐き出し責任が忠実義務の制度的担保であるとされる。

このため、例えば委託者が財団法人の代わりに信託を利用する可能性はあり得よう。財団法人との比較においては、人格上別人格であり、公益を目的とする場合には受益者が明確でないという点や、自身の損害の回復を請求するわけではない点などで違いはあるが、受益者及び委託者に責任追及権を与えている点や、利益の吐き出し規定など非営利法人制度にはない保護が存在する。

上述のように、信託の制度に委託者や受益者に責任追及権が付与されているのは、その目的や対象者が明確であり、それらの者が是正の利益を有するからである。そこで、翻って考えてみると、非営利法人における最終的な利益の享受者の利益とは何か。現行法上では、公益を目的とする社団の社員が受けるサービスが考えられるが、それ以外には存在しない。仮に、これを財産の抛出者・多額の寄付者の精神的利益まで広げるとすれば、これら

の者に責任追及を行う権限を付与するという考え方があり得るだろう。また、非営利法人においては信託の受益者に近い存在であると考えてサービスの享受者にも同様の権利を与えるということも可能かもしれない。ただし、サービスの享受者は一方的にサービスを受け取るのみで、そのサービスがなくなっても損害が発生するわけではない（近所の美術館が閉鎖するなどしても、そのサービスが利用できなくなるだけである）。このため、前稿で提案したような適格消費者団体などに責任追及を行わせることが現実的なように思われる（サービスの享受者が不特定多数となる公益団体の場合）。

上記のように最終的利益の概念を広く捉え、利害関係者に責任追及を行う権限を付与しておけば、仮に役員等の任務懈怠により会社財産が害されている場合でも、それが利害関係者から放置・黙認されている場合には、少なくともそれで不利益を受ける者はいない⁽¹¹⁾。

なお、現行法では、役員等の損害賠償責任について、社団法人の場合には総社員の同意が、財団法人の場合には総評議員の同意があれば免除することができる（法一一二条、一九八条）。この点、この者達だけで責任を免除させることで足りるのかという問題が残る。社団法人については、法人財産の拠出者である社員が責任免除を不当に思いながら認めることはあり得ないので、問題は利益不均衡から責任追及を放置するという可能性に限定されそうである。一方、財団法人は総評議員の同意となっており、評議員は前述の通り善管注意義務を負うものの、その責任追及を行う者は役員等しかないから、経営者による支配⁽¹²⁾が行われている場合には責任免除が行われる危険がある。このため、責任免除の同意者の範囲を拡張することは難しいとしても、上記のような責任免除の承認について任務懈怠のある評議員の責任を追及できる権限を財産の拠出者・多額の寄付者やサービスの享受者に与えておくことは有用かもしれない。

五 結語

本稿では、非営利法人の役員の責任追及において現状では社団法人については社員が存在するが、持分を有しないため訴訟提起の動機が会社にとって弱いこと、財団法人については、そもそも社員が存在しないため代表訴訟制度が存在しないことに着目して、役員等の規律付けを強化するために、最終的な利益の享受者を検討してその者に責任追及を行う権限を付与してはどうかという点から検討を行った。結果としては、仮に法人を設立する際に多額の寄付を行った者などに、当該団体の活動を継続することで社会に貢献しているという精神的利益があると考え、財産の抛出者・多額の寄付者に責任追及を行う権限を与えることもあり得るのではないかと、また、法人が提供するサービスの受益者についても信託の受益者を参考に責任追及を行う権限を与える可能性について言及した。

そもそも、これらの問題は、会社法の牽制関係を参考に非営利法人制度に導入したことから生じたものであるところ、非営利法人においては持分権者が不在であるという会社との根本的な制度的相違に端を発している。本稿での結論がそのまま妥当するかはさておき、非営利法人においては持分権者に代わる利害関係者の利益の保護という観点が必要ではないかと考える。

付記 本研究はJSPS科研費25380108の助成による研究成果の一部である。

(1) 拙稿「非営利法人のガバナンスの問題点についての試論」横浜市立大学論叢社会科学系列六五巻一・二・三号
(二〇一四年)二三五頁。

- (2) ここでは特に断りのない限り、平成一八年改正前民法の意味ではなく、一般・公益を含めた分類上の用語として使用する。
- (3) ただし、これらの分類も各法人の目的や活動内容によって様々であるので、名称等による線引きは一律には困難である。
- (4) ただし、残余財産の分配は、立法立案者の解説によれば、「一般社団法人又は一般財団法人は、登記のみによって設立可能な法人であり、その活動については、官庁の一般的な監督を受けず、法人の自律的な意思決定に基づくという基本的な性格を有することにかんがみると、残余財産の帰属に関する規定についても、法人の自律的な意思決定に委ねることが相当であると考えられる」と原則論を述べた上で、「ただし、定款であらかじめ社員又は設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を付与することを許容すると、社員又は設立者が法人財産に対する持分を認めることにつながるおそれがあり、また、利益の分配を目的とする営利法人との区別がつかなくなるため、特に、これを禁止している」が、中間法人等にも構成員に残余財産の分配を認める法人類型が存在していること、「一般社団法人又は一般財団法人は、法人格を取得して様々な活動をしようにとする人々のニーズの実現を目指す制度であるから、例えば、社員から集めた会費や設立者が拠出した財産を用いて、もっぱら対内的な事業を行う法人が解散した場合など、その残余財産を社員や設立者に帰属させることが相当であると考えられるケースも存在すると考えられる。そこで、一般社団・財団法人においては、残余財産の帰属に関する社員総会又は評議員会の決議について特段の制限を設けていない。」(新公益法人制度研究会編『二問一答公益法人関連三法』(商事法務・二〇〇六年)一五九頁以下)と説明しており、事前に決めておくことはできないが、清算時には残余財産の分配は可能であるとしており、持分的要素が全くないわけではない。
- (5) 山口敬介「非営利団体財産に対する離脱者の権利(1)」法学協会雑誌一三三卷五号(二〇一四年)二四頁では、「非営利団体が(社会全体のためにというだけでなく)担い手たる個人の(精神的な)利益のために存在するという側面に注目が向けられ、そのような利益を実現するための組織・制度をどのように設計すべきかという視点が近時生じている」と指摘し、精神的な利益という概念を用いている。
- (6) 松元暢子『非営利法人の役員の信託義務』(商事法務・二〇一四年)四四〇頁以下。

(7) 前掲(6) 松元一〇三頁以下では、共益を目的とする社團法人で、資金提供者であり同時に受益者である社員は、営利法人における株主と同様に役員の行動をモニタリングするインセンティブを有している可能性があることを指摘するが、そのような状況は設立当初などに限られるように思われる。

(8) 前掲(6) 松元四四〇頁。また、同書五二頁以下では、非営利法人における利益分配規制に関するアメリカの議論の整理を行っている。ここでは、非営利法人の分配禁止規制の理由について主にエージェンシーコストの観点からの論考を紹介しており、例えば、寄付者は非営利法人では利益分配規制があるために、サービス生産者は利益を上げるインセンティブを持たないから、寄付した財産が持分権者に分配されることを監視する費用がかからないことから合理的であるという説や、実際には、持分権者がいないことによるエージェンシーコストについても、営利法人でも株主の権利行使によるコントロールが行われないことと比べると、そのコストはさほど変わらないとの主張がある。このようなアプローチを検討することも有用であると思われるが、本稿の問題意識からはずれるため、ここでは詳細な検討には立ち入らない。

(9) 中田裕康「一般社團法人・財団法人法の概要」ジュリスト一三二八号(二〇〇七年)三頁。監督官庁の不十分さの指摘について、林良平『前田達明編『新版注釈民法(2)』四二七頁(藤原弘道)(有斐閣・一九九一年)、総務庁行政監察局『公益法人の現状と問題点』(大蔵省印刷局・一九九二年)五五頁以下。

(10) 前掲(4) 新公益法人制度研究会編一一八頁。

(11) ただし、責任追及の労力や訴訟外に必要な費用を自前で負担するのに比べると得られる利益は低いと考えて、何も行わないということはある得る。

(12) 非営利法人については持分権者がいないため、会社のような経営者支配という状態は存在しないが、ここでは便宜的に理事と評議員の牽制関係が働いていない状態を意味する。